

政令指定都市
各 中 核 市 介護関連施設等整備担当課長 殿
市 区 町 村

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金」（以下「本交付金」という。）の協
議につきましては、同日付けでお知らせしたところですが、その中で高齢
者安心住空間整備事業を別紙基準により協議をお願いしたい。

つきましては、各市区町村におかれては、その趣旨を十分ご理解いただき、
本交付金の活用について検討いただくようお願い申し上げます。

厚生労働省老健局計画課長補佐

平成20年1月29日

別 紙

【「高齢者安心住空間整備事業」について】

1. 目的

都市部における大規模団地、特に昭和40～50年代前半に開発されたニュータウン等においては、入居者の高齢化が急速に進むものと見込まれるが、当該地域においては新たなサービス拠点の用地や施設の確保が困難であり、高齢者向けの住宅や介護等の福祉サービス拠点が不足している状況にある。

このため、国土交通省の行う住宅施策との連携により、「安心住空間創出プロジェクト」を推進することとし、公営住宅、都市再生機構住宅等の改修・建替えと併せて、当該地域における介護サービス基盤を整備し、高齢者が自立した住生活を営むことが出来るよう各市区町村の取組を支援するため、「高齢者安心住空間整備事業」を創設。

2. 交付金メニュー

(1) 面的整備事業

(2) 先進的事業支援特例交付金（「地域介護・福祉空間等施設整備交付金」（ハード交付金）の1メニュー）

3. 対象施設

(1) 面的整備事業

既に対象となっている地域密着型サービス拠点等

(2) 先進的事業支援特例交付金

高齢者福祉サービス複合拠点（20年度創設）

高齢者福祉サービス（見守り・相談・交流・食事・運動・趣味等）
を提供する拠点。

交付金単価

- ・1施設 30,000千円を上限。
- ・整備箇所数は対象地域の状況に応じて複数可（上限なし）。

4. 協議手続き

実施要綱における「高齢者安心住空間整備事業計画」に必要事項を記載の上、提出（実施要綱は後日送付）。